

4 基礎級林業技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

林業の職種における基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表4の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表4の右欄のとおりである。

表4

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 造林・育林 目的 作業方法・作業動作及び 手順	次に掲げる作業に関し、目的について初歩的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切 (5)除伐 (6)枝打ち 次に掲げる作業に関し、作業方法・作業動作及び手順について初歩的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (のこぎりに限る)
2 伐倒 伐倒前の確認	次に掲げる事項について初歩的な知識を有すること。 (1)樹冠にある欠陥が伐倒作業に与える影響とその確認方法 (2)伐採の際に風が与える影響 (3)伐倒の際の障害物 (4)かかり木になるおそれのある周囲の木や枯損木の事前対策
3 造材 枝払い 玉切り	枝払いの作業方法について概略の知識を有すること。 次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1)片持ち材や両持ち材の玉切り方法 (2)材に挟まったチェーンソーのガイドバーを抜く方法
4 木寄せ	人力による木寄せ作業について概略の知識を有すること。
5 安全衛生 安全衛生に関する基礎 的な知識	1 次に掲げる林業作業用機材の取扱等について基礎的な知識を有すること。 (1)チェーンソー、(2)刈払い機 2 次に掲げる林業作業用機材の取扱等について概略の知識を有すること。 (1)かま (2)のこぎり (3)とび 3 林業作業用の服装・安全装具の性能及び取扱い方法について基礎的な知識を有すること。 4 危険予知活動、ヒヤリハット活動、リスクアセスメント活動の目的及びその手法に関し、次に掲げる作業中に潜む危険因子について基礎的な知識を有すること。 (1)地拵え (2)植付 (3)下刈 (4)つる切り (5)除伐 (6)枝打ち (7)枝払い (8)玉切り (9)人力による木寄せ 5 災害・事故発生時への対応について基礎的な知識を有すること。 6 労働安全衛生法関係法令（林業作業に関する部分に限る。）について基礎的な知識を有すること。

実 技 試 験 造材 器具の整備	1 チェーンソーのガイドバーの長さが丸太の直径より長い片持ち材や両持ち材について適切な方法で正確に玉切りができること。 2 作業中の安全行動、安全装具の装着 チェーンソーの整備ができること（ソーチェーンの目立ては除く）。
----------------------------	--